

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°611
2022・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- フジ住宅ヘイトハラスメント裁判 高裁判決のご報告…………… 富田真平
(シリーズ・コロナと憲法①)
 コロナと緊急事態条項…………… 深井剛志
新刊|旧刊『リコール署名不正と表現の不自由—民主主義の危機を問う』…………… 久保木太一
「子どもの未来は人類の未来—いじめ自死裁判例のご紹介…………… 迫田登紀子
『弁護士板井優が遺したものを推薦します!』…………… 寺内大介
(シリーズ・コロナ禍における人権問題③)
 コロナ禍で露わになった人権問題—生きる…………… 佐野就平
青法協京都支部60周年記念企画のご報告…………… 岡田康平
(性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権問題学習会)
 「マジョリティの特権を考える」の参加報告 その2…………… 藤井啓輔
【議長トーク】「上野さん、大変です!」…………… 上野 格
2021年度第3回常任委員会(和歌山)開催
 浦田秀徳弁護士講演「最高裁に下駄を預けるな 大規模被害事件の裁判と運動」の報告…………… 和田壮一郎
 地元企画「カジノ誘致に反対する市民運動と住民投票実施への取り組み」に関する報告…………… 豊田泰史
 国民の生活のために憲法を活かした政治を実現し、コロナ禍の総選挙後における
 「火事場泥棒」的な改憲を許さない決議



京都・清水寺

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判 高裁判決のご報告

大阪 富田 真平

二〇二二年二月二八日、大阪高裁で、フジ住宅ヘイトハラスメント裁判の控訴審判決が言い渡された。判決は、一審判決（二〇二〇年七月二日）に引き続きフジ住宅及び会長が行ってきた人種民族差別的な資料配布などの違法性を認め、損害賠償額を増額してフジ住宅及び会長に二三万円の支払いを命じ、さらに資料配布の差止めを命じた。また同時に、直ちに配布を禁ずる仮処分命令も出した。

一 事案の概要

フジ住宅及び会長は、遅くとも二〇二三年頃から、①社内ですべて従業員に対し、人種民族差別的な記載及びこれらを助長する記載のある資料（以下「人種民族差別的資料ないし差別助長資料」という）や会長が信奉する（政治的）見解が記載され

た資料を大量かつ反復継続的に配布してきた。また、②地方自治体における中学校の教科書採択にあたって、全従業員に対し、特定の教科書が採択されるようアンケートの提出等の運動に従事するよう呼びかけていた。さらに、③原告が提訴すると、社内ですべて原告を含む全従業員に対し、原告について「温情を仇で返すバカ者」などと非難する内容の大量の従業員の感想文や（会社と密接な関係にある者の）原告を攻撃するブログを配布した。

二 一審判決及び高裁での審理状況

二〇二〇年七月二日に大阪地裁堺支部で、前記①②③の行為の違法性を認め、フジ住宅及び会長に二〇万円の支払いを命じる判決が出された。これに対し、フジ住宅及び会長は判決を受け入れることなく控訴し、また、原告側も、一審判決

の不十分な点をただすべく控訴した。

さらに、一審判決後もフジ住宅が資料配布を辞める気配が全く無く、相変わらず人種民族差別的資料ないし差別助長資料を配付し、さらに「原告は今も在籍して働いていると思うと虫唾が走ります」などと原告を攻撃する従業員の感想文を大量に配布するなど原告に向けた攻撃もより一層激しさを増すようになった。

このような事態を受け、原告としては、控訴審で前記①及び③の行為を差し止める請求を追加するとともに仮処分も申し立てた。

三 高裁判決の内容

(1) 高裁判決は第一審に引き続き、前記①②③の行為の違法性を認めた。

ア 前記①の人種民族差別的資料ないし差別

助長資料の配布行為については、憲法一四条、人種差別撤廃条約及びヘイトスピーチ解消法の趣旨に照らして、自己の民族的出自等に関わる差別的思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的な思想が放置されることがない職場において就労する人格的利益があると認めたと上、フジ住宅及び会長が、前記資料配布行為を使用者の優越的地位を背景に行った結果、職場において、朝鮮民族はすべて嘘つきであり、信用することができず、親中・親韓的態度を取る人物はすべて嫌悪されるべきであるなどといった意識を醸成させ、前記人格的利益を侵害したと認めた。

また、差別目的によるものではないなどというフジ住宅及び会長の弁解を退けて、差別を煽動する効果を有する行為を行ったことには変わりはないとして、違法性を認めた。

イ 前記②の動員行為について、使用者が自己の支持する政治活動への参加を労働者に促すことについては、たとえ参加を強制するものではないとしても、参加の任意性が十分に確保されている必要があるとして、その違法性を認めた。

ウ 前記③の原告攻撃の資料配布行為については、職場において抑圧されることなく裁判を受けることができる人格的利益を認めた上で、フジ住宅及び会長が優越的地位を利用し、本件訴訟の提起を非難する他の従業員や第三者の意見を、社内

の従業員に対しても広く周知させ、原告に対し職場における強い疎外感を与えて孤立させ、本件訴訟の提起及び追行を抑圧したとして、このような人格的利益の侵害を認め、違法性を認めた。

(2) そして、高裁判決は、フジ住宅が、原判決で違法性が指摘されても省みることなく前記①及び③の行為を続けてきたことから、(a) 韓国の民族的出自等を有する者又は韓国に友好的な発言若しくは行動をする者に対する侮辱の文書及び(b) 原告を批判し又は誹謗中傷する文書と特定した上で差止めの必要を認めた。

四 高裁判決の意義

高裁判決は、前記のように民族的出自等に関する差別的な思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的な思想が放置されることが無い職場において就労する労働者の人格的利益を認め、これを前提に、いわゆるパワハラ防止法の趣旨にも言及した上で、使用者が、労働者に対する関係で、民族的出自等に関わる差別的な言動が職場で行われることを禁止するだけでは足りず、そのような差別的な言動に至る源となる差別的な思想が使用者自らの行為又は他者の行為により職場で醸成され、人種間の分断が強化されることが無いよう配慮する義務があると認めた。これは、使用者が職場内において、差別的な思想が醸成され

ないよう積極的に配慮する一般的義務を認めたものであり、レイシャルハラスメントの事案について今後広く活用できるものである。

さらに、高裁判決が一審判決後のフジ住宅社内の状況も踏まえて、損害賠償だけでなく、今なお続く資料配布の差止め及び仮処分まで認めた点も原告の人格的利益の実効的な保護の観点から意義が大きいといえる。

五 今後に向けて

フジ住宅は高裁判決の翌日にはさっそくHPで上告する旨のコメントを出し、フジ住宅及び会長ともに上告・上告受理申立を行った。他方で弁護士としては、フジ住宅が仮処分で禁止された資料の配布行為を行うおそれがあることや、判決後も社内システムで仮処分で禁止された文書がダウンロード可能な状態となっていることから、間接強制の申立を行った。今後は、最高裁での闘いとともにかたがたに実際にフジ住宅に違法な資料配布を辞めさせるかという点も課題となる。

原告は、一貫して会社が変わって欲しい(働きやすかった元の会社に戻って欲しい)という思いを述べており、高裁判決後の記者会見でも、「今度こそ会社が変わってほしい」という思いを述べた。

職場における労働者の人格権保障のため、会社が変わってくれることを信じて今もなおフジ住宅

で働き続ける原告とともに弁護団・支える会が一体となって今後も闘う所存であるので、青法協会

員の皆様には引き続き大きなご支援をお願いする次第である。



コロナと緊急事態条項

東京 深井 剛志

これまで、憲法委員会では、シリーズ「憲法を知るための二冊」を連載してきました。今回から、新たに「コロナと憲法」という、新シリーズをスタートします。

① 二〇二〇年冬、新型コロナウイルスの発生と

世界的感染拡大という緊急事態が発生した。日本における感染の確認から間もなく二年が経過しようとしているが、収束の目途はいまだに立っているとはいえず、新たな変異株の発生もあり、予断を許さない状況が続いている。

新型コロナウイルスの発生から間もなく、「現行憲法では、緊急時に私権を制限してコロナ対策を命じることができない。憲法改正して緊急事態条項を作る必要がある」などといった言説が登場

するようになった。

二〇二二年六月二日には、国民投票法の改正案が可決され、憲法改正論議が再燃した。菅義偉元首相は、同月一〇日、「緊急時に国民の命と安全を守るため、国家や国民の役割を憲法に位置付けるのは大切な課題だ」とのビデオメッセージを改憲派の集会に寄せ、緊急事態条項の必要性を強調していた。また、下村博文政調会長は、改正国民投票法の成立直後、記者団に「憲法に緊急事態条項がないことがコロナ対応のスピード感を鈍ら

せている」とコメントした。

コロナ禍における初の総選挙となった二〇二二年一〇月三十一日の総選挙においても、自民党は、公約で緊急事態条項の創設を含む「改憲四項目」を示し、「衆参両院の憲法審査会で憲法論議を深め、改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、早期の改正を実現することをめざす」とした。総選挙後、自民党の茂木幹事長は、「新型コロナウイルス禍を考えると、緊急事態に対する切迫感が高まっている」と述べ、改憲論議において緊急事態条項の創設を優先的に進めていく意向を示している。

② 自 民党が二〇二二年四月二七日に発表した

「日本国憲法改正草案」(<https://constitution.jimin.jp/document/draft/>)では、第九八条において、緊急事態条項を新設するとされている。また、二〇一八年三月二六日に発表された「憲法改正に関する議論の状況について」(たつき台素案)においても、第七三条の二として、緊急事態対応のための条文イメージが公表されている。

それらの緊急事態条項の内容は、外国からの武力攻撃、社会秩序の混乱や大規模な自然災害等の

緊急事態が発生した場合に、法律と同等の効果をもつ政令を、国会による審議を必要とせず、内閣が制定できるというものである。

政令は本来、法律の下位規範として位置づけられており、法律の範囲を超えて刑罰を科したり、国民の権利を制限することは出来ない。刑罰を科したり、権利を制限するのは、あくまでもそれを認める法律があり、その範囲内においてのみ許容されるものである。

それは、国民の権利を制限するには、主権者たる国民が選んだ国会議員が、唯一の立法機関である国会で十分に審議したうえで制定した法律をもつて行う、というのが、国民主権、三権分立の原則だからである。

しかし、自民党が提案する緊急事態条項の内容は、国会による審議によらず、内閣に、国民の権利を制限する法律と同等の効力を持つ政令を制定する権限を与えることになるものである。このような強力な権限を内閣に与えることは、国会を唯一の立法機関とし、国会での慎重な審議をもって国民の権利侵害に歯止めをかけるという国民主権、三権分立の趣旨を没却するものであり、断じて許されない。

新型コロナウイルスが蔓延する中で流布された言説は、前記のように、「現行憲法では、緊急時に私権を制限してコロナ対策を命じることができ

ない。憲法改正して緊急事態条項を作る必要がある」といったものであった。しかし、このような言説は、憲法において保証された人権も、絶対に無制約ではなく、一定程度の制約を受ける場合があるということを見逃した極めて乱暴な議論である。現に、わが国には、すでに自衛隊法、警察法、災害対策基本法などの緊急事態に対応するための法律がある。これらの法律では、特定の要件に該当する場合には、居住・移転の自由や財産権の保証が一定程度制限されることが明記されており、私権制限のためには憲法改正が必要であると言説が誤りであることの証左である。

今

回のような新型コロナウイルス等のウイルス感染症という緊急事態に対しても、コロナ特措法による対応が可能である。仮にコロナ特措法では十分な対応ができないという事態が生じたのであれば、それは当該法律の不備であって、憲法に緊急事態条項が欠如していることが原因ではない。前記のような言説は、平常時において、法律による感染症対策が不十分であったことを、あたかも憲法の不備であるかのように述べるものであって、到底許容できない。

現在のコロナ禍は、実効性のあるコロナ対策をしていないことで、これほどまでに長引いてしまっているものである。にもかかわらず、緊急事態

条項を設けるべきであるという改憲派は、新型コロナウイルスが終息しないのは、あたかも憲法の不備のせいであるかのような主張を行っている。このように、事実と反する言説を流布して改憲を推し進めようとする動きは、到底許容できないものである。

院内集会のお知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家六団体連絡会主催で、左記の院内集会を開催いたします(オンライン配信も行います)。

記

「九条改憲の流れを絶て！」

自民党改憲を許さないキックオフ院内集会

日時：二月三日(木) 二八時開始

会場：オンライン+衆議院第一議員会館

講師：愛敬浩二教授(早稲田大学法学学術院教授)

教授

飯島滋明教授(名古屋学院大学教授)

主催：改憲問題対策法律家六団体連絡会

共催：戦争させない・9条壊すな！

総がかり行動実行委員会

連絡先：日本民主法律家協会

Tel 〇三―五三六七―五四三〇

『リコール署名不正と表現の 不自由——民主主義の危機を問う』

東京 久保木太一



『リコール署名不正と表現の不自由
——民主主義の危機を問う』

——民主主義の危機を問う』

二〇二二年二月一日発行

著者：中谷雄二 他

出版社：あけび書房

定価：二七六〇円（税込）

四六版 二二七頁

1 結論は自明なはずなのに

私は弁護士業の傍ら、司法試験予備校で講師をしている。大学一、二年生を対象に、予備試験一発合格を目指すというややスパルタなカリキュラムの中、憲法の講義で必ず扱う設例がある。

それは原発事故を題材にした芸術作品を、公営美術館が「政治的中立性を欠くおそれがある」として撤去することの可否を論じさせるものである。

生徒たちは、憲法二条の表現の自由が憲法上重要な権利であること、その中でも政治的な表現は最大限尊重されるべきであること、内容規制は制約として強度が強いものであること、パブリックフォーラム論などを論じた上で、「そもそも、公

営美術展が原発事故の絵を飾ったところで、当該自治体が国民から政治的中立性を欠くと見られるおそれはない」と極めて素朴な結論を導く。「公営美術館が原発事故の絵を飾ることは政治的中立性を欠くから絵を撤去すべきだ」という結論に至る生徒は誰一人いない。

法律を習いたての大学生も正しく答えを導ける問題を、大の大人が「間違えて」、自信满满々でメディアを使って喧伝し、不正署名を用いたリコール署名運動にまで発展させた。それが本書で扱うリコール不正署名問題、表現の不自由展の開催妨害の問題だ。しかも、主導したのはただの大人ではない。医師だったり、ベストセラー作家であったり、果てには名古屋市長や大阪府知事であったりするのである。

2 日本は危険な社会になりつつある

もっとも、これを単なる喜劇として笑って済ませるわけにはいかない。

これは日本社会の危機なのだ。不正や暴力によって民主主義・平和主義を破壊することを企てる勢力との、現在進行形のたたかいなのである。

不正署名によるリコールを展開された大村秀章知事は、朝日新聞のインタビューにこう答え、危機感を露わにした。「日本社会が危険だ、日本は戦争に向かっている——そういう警鐘を聞くたびに僕はずっと『それは言い過ぎだ。日本は成熟した民主主義国家だよ』と思ってきました。けれど今回の件で初めて、日本は危険な国、危険な社会になりつつあると感じました」。

新刊 旧刊

「平和の少女像」は、従軍慰安婦の少女が、真

問題の「火付け役」となってしまった「平和の少女像」とは、一体どのような作品だったのか。本書では、不自由展実行委員会の岡本有佳さん、かん

3 なぜ「平和の少女像」の隣に座れないのか

愛知での運動・闘争の中心にある中谷雄二会員は、本書の中で、問題の背景は、教育基本法改正、国民投票法制定を行った第一次安倍政権から始まる一連の強権政治にあるとする。つまり、愛知で露呈したこの問題は、これまでの「悪政の総決算」ともいえる巨大な病理であり、(天皇機関説事件のように)歴史の分岐点であるかもしれないのである。

つ直ぐに前を見つめながら椅子に座っている像である。そして、この像のすぐ隣には、少女が座っているのと同じ椅子が置かれている。

「平和の少女像」の隣の椅子に座ってみて、少女と横並びになる。そして、少女と同じ視線の高さで、少女が見ているのと同じ光景を見る。

その経験から何を感じるかは、人それぞれで違うと思うし、違ってもいいと思う。何も感じないでもいいし、「反吐が出た」でもいいと思う。

しかし、椅子に座りもしないうちから、この作品はけしからんと言って排除するのは、絶対に違うと思う。不正や暴力で排除しようなどもってのほかだ。

表現の不自由展を取り巻く環境はあまりにも歪で見苦しく、思わず閉口しそうになる。

しかし、たたかいはまだまだこれからである。施設への妨害によって開催できなかった東京、さらには新たな地域において、今後、表現の不自由展の開催が準備されているという。

不正と暴力によって奪われた表現の自由、民主主義を取り戻さなければならぬ。本書はあくまでも「中間報告」である。

弁護士になりたいあなたへⅢ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

「人権の砦」として法廷でたたかう

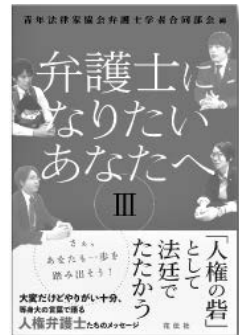
大変だけどやりがい十分、
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ

主な目次

【この本に登場する弁護士】

菊間龍一(67期)、早田由布子(63期)、水谷陽子(68期)、田村有規奈(69期)、喜久山大貴(69期)、西川研一(60期)、橋本祐樹(64期)、倉重都(71期)、深井剛志(64期)、藤塚雄大(68期)

座談会「青法協ってこんなところ」 久保木太一×辻田航×菊地智史



定価:1320円 送料別
四六版並製 272頁

※注文は事務局まで

「子どもの未来は人類の未来」

— いじめ自死裁判例のご紹介

福岡 迫田登紀子

■ 八尋八郎弁護士の遺志を継いで

八尋八郎弁護士（家裁の人）の三越三郎のモデル、「弁護士になりたいあなたへⅡ」にも登場）が亡くなってもうすぐ一年を迎える（二〇二二・二・二一現在）。

思い返せば、私が新人だったころから、実に多くのご一緒してもらった。「野獣を野に放つ！」と言いつつながら非行少年の付添人活動をやり、教育基本法改悪阻止運動に動き回り、憲法劇では役者のいろはも教わった。そして、二〇〇六年・筑前町中二いじめ自死事件をご一緒したが、いじめ自死事案に私が深くかかわっていきつかけとなった。八郎先生は、いつも子どもの味方だった。現在までに私がお付き合いしているいじめ自死

家族は、一〇家族を超える。

本稿では、最近の三例をご紹介します。

■ 熊本県立高一自死事件

【事案】二〇二三年四月、A子は、自宅から離れた県立高校に進学した際、学校内の寮に入寮した。寮では、一年生は午前五時の起床時も目覚まし時計は使えない等、理不尽な慣習が多く、守れない一年生は上級生から叱られ、連帯責任を取らされた。ストレスフルな寮環境を背景に、A子は、B子C子からいじめを受けるようになる。A子は心理テストで深刻なサインを出していたが、担任Xはこれを見落とす。六月二十八日、LINE上で脅迫メッセージを受けたA子は、寮の教員（Y）に申告するも、Yは、A子とB子C子を「仲直り」さ

せて、ことを終わらせた。A子は、二学期を目前として自死を図った。なお遺書等はない。

【弁護士活動】A子がLINEでの脅迫メッセージを受けたのは、まさに、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）成立の日である。いじめ問題にかかわる全国の弁護士たちが、法の運用に振り回されながらも、徐々に良いものに育てていっている過程と、本件の軌跡は奇しくも一致した。

学校設置の調査委員会は、報告書提出までに三年もかかり、いくつものいじめは認定したものの、自死との因果関係は否定した。再調査委員会は、いじめの影響は肯定しつつも、「自死に至った直接の原因は特定できない」とした。

そのため、日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）の死亡見舞金は、一旦は否定され、不服審査請求の段階でようやく認められた。

学校(県)と生徒を被告とした裁判での争点は多岐にわたるが、主たる被告らの主張は、①A子もB子C子に対して行ったことがあり、双方方向性があるから「いじめ」はない、②「仲直り」させているから学校はやるべきことをやった、というものである。

原審は、Yの義務違反を一部認めしたが、被告らの前記主張をも認め、学校(県)に対する損害賠償請求は棄却した。生徒へは低額の賠償金を認めた(確定)。

遺族は「娘の名誉を回復したい」と県に対して控訴。福岡高裁(裁判長・矢尾渉)は、一審判決を全面的に書き直した実に八五頁もの判断を示し、遺族の思いに二〇%応えた(確定)。矢尾判決に対して、判例評釈は「学校での児童生徒間のいじめは、往々にして人目につきにくい状況の下で、客観的証拠が残りにくい形で行われるだけに、その有無や態様の認定に当たっては、証拠の綿密な評価といじめに関する知見を踏まえた的確な経験則の適用が求められることを示すものともいえよう」(判例時報二四九五号・三七頁)として

いる。
 一点、無念だったのは、損害論において、学校には自死に対する具体的予見可能性はないとして、死亡についての賠償金を認めなかったことである。

■福岡県内私立高三自死事件

【事案】 a男は、高校一年生の二学期頃から、肩パン、足をかけて転ばされる、使い走りをさせられるなどのいじめを受けるようになった。二年時の六月頃には、学校を無断欠席し、首に縄様の傷をつけていたため、教師や生徒たちは自死未遂だと噂した。これを機に一旦いじめが沈静化したのが、二年時の終わりから再発。三年時になると、激しい暴力を含むいじめが毎日のように継続し、二〇二三年二月、iPodに「β男だけは絶対に許さない」とメモを残して、自死を図った。

【弁護士活動】 自死からわずか二週間で代理人に就任したことから、フルセットでサポートをした。学校交渉、加害少年たちの捜査や家裁の対応、第三者委員会の立ち上げから報告を受けるまでの対応、センターの対応。

その上で、学校法人と加害生徒たち(八名)を被告として提訴した。損害賠償のみならず、民法七二三条を根拠に、被告らに謝罪文の交付と、学校にはその掲示を求めた。

提訴後、生徒たちは早々に和解を希望した。全員が事実を全部認め、賠償金の支払いと謝罪文の掲示に応じた。β男も、毎月こつこつと働いて、四年にわたり分割金を支払い続けた。遺族は、複

雑な気持ちをもちながらも「ありがたい」という。対して、学校は、最後まで、予見可能性がなく責任がないとの主張に固執した。

二〇二二年一月二日には福岡地裁(最高裁のHPに掲載あり)が、同年九月三〇日には福岡高裁(確定)が、いずれも学校側の責任を全面的に認め、死亡についての賠償金を認める判断を示した(過失自殺二割)(謝罪文の交付と掲示は棄却)。

いじめ自死裁判例で、学校の責任を認め且つ死亡までの賠償金を認めた例は、福島地裁いわき支部判決、津久井町事件判決に次ぎ三例目だと思われる。ただ、本件がこのような判断を得た一番の要因は、自死後わずか二日間の間に、同級生と教師たちのほぼ全員を取り調べたとと思われる警察の調書が存在したことである。弁護士としてはやや複雑な思いを抱いている。

■福岡県内私立高二自死事件

【事案】 甲女は、高校入学後間もなくから、乙女、丙女、丁女と仲良くなった。一年生の一月、あるいじめを機に、一番仲が良かった乙女と疎遠となり、グループ内のハブリが始まった。三学期の修了式では甲女を除いて写真撮影がされたり、二年に進学してからは、昼食や行事で行動を共にしてもらえず、乙女とは大喧嘩をしたりした。つか

ず離れずいてくれた丙女とも、乙女の発言を巡って行き違いが生じ（金曜日夜）、月曜日の登校中に「わたしになんかあったら、丙女と、乙女と、丁女のせいやけね。後悔してもしらんげ。」というLINEメッセージを送信した後、自死を図った。

【弁護士活動】乙女、丙女、丁女は、一貫して、甲女に対するいじめを否定していた。

そこで、まずは事実を固めようと、学校設置の調査委員会に期待した。しかし、三つのいじめ事実を認定したにとどまり、且つ、自死との因果関係については訴訟同様のハードルを設けたうえで、明確に否定した。

県の再調査委員会は、さらなる事実をいじめと認定したものの、「いじめが本件自殺の主原因とは断定できない」とした。

この二つの報告書を受けて、センターは、不服審査請求においても死亡見舞金の支払いに応じなかった。

我々は、二つの調査委員会では明確化されなかった「自死の原因となるいじめ行為の存在」の明確化を最大の目標に、形としてはセンターの死亡見舞金を求めて、福岡地裁に提訴した。

訴訟では、二つの調査委員会の問題点、すなわち、①一年生の二月以降にグループ内の関係性が変化したこと、②心理的負荷は累積していくものであること、③最後のLINEメッセージ、をい

ずれも軽視している旨主張した。

センターの判断枠組みに関しては、支給された熊本県立高一自死事件と違いがないことを強調した。

二〇二二年二月二五日、福岡地裁は、法の「いじめ」の定義を特に正しくとらえたうえで、一年時の二月以降に起こった甲女と、乙・丙・丁との間の出来事の多くがいじめであると認定した。また、丁寧な事実認定を行ったうえで、甲女の抱えていた疎外感や孤独感に言及し、「いじめ」と自死との因果関係を肯定して、センターに死亡見舞金の支給を認めた。

センターは控訴を断念し、福岡地裁判決は確定した。

■これから

いじめ自死遺族は、自死以前の時期、子どもがいじめを受けていたことを知らないことが多い。子ども自身が最後の自尊心を保つため、あるいは、愛するが故に、家族にはみじめな自分の姿を知らせたくないからだろう。

そのため、遺族は、自死のショック期を過ぎると、子どもに何があったのか、事実を知りたいと強く願うようになる。他方、この時期の学校は、「残された子どもたちのため」という名目で鎮静化

を図ろうとするため、両者の間に強い葛藤が生じる。二次被害を受ける遺族が多い所以である。

以前は、事実を知りたいと願うこの遺族の思いは果たされないことも多かったが、法施行により、第三者委員会の調査がなされ、あるいは警察の捜査が充実したことで、その点は前進をした。ご紹介した三例も、法施行以前であれば、提訴すらできなかつたのではないかと思われる。この意味において、この三例は、全国の子ども弁護士たちの旧教育基本法制定後七〇年超の努力の末にある。

残された課題は、学校や行政側の真摯な謝罪と、再発防止策の策定と検証である。三例とも司法判断のレベルでは一定の結果を得られたが、この点では、道半ばに過ぎない。

会員の皆様は、日本における一五歳から三九歳までに死亡原因の一位が自死、二九歳までだと二位は不慮の事故（遺書のない自死が一定程度含まれている）ということをご存知だろうか。学校が、本気でいじめの再発防止策を講じ、安全な空間をつくらなければ、日本の未来は拓けない。

「子どもの未来は人類の未来」

八郎先生が発行していた小雑誌の標題である。



『弁護士板井優が遺したものを 推薦します！』

熊本 寺内 大介



『弁護士板井優が遺したものを』

二〇二二年二月一〇日

編者：板井優追悼編集委員会
制作・発売：熊日出版

定価：二三〇円(税込)

四六判、上製本、二六九ページ

水俣病、川辺川ダム、ハンセン病をはじめ、裁判闘争を通じて国の仕組みを変えるため闘い続けた板井優弁護士が逝去され二年近くを迎えます。本書は、板井優弁護士に闘いの渦に巻き込まれ苦楽をともした弁護士三三八名の証言集です。

◆正義に力を持たせるために

よみがえれ！有明訴訟の馬奈木昭雄弁護団長は、板井優弁護士が強調していた「力のある正義」について、「国民の総意、住民の形成された合意の意思」としたうえで、明治のラグビーにたとえ、結集した集団の力で相手の防御を避けるのではなく、正面から打ち破ることこそが要求を実現できる最高最短の道だと確信できましたといえます。

◆隔離の現場での提訴

ハンセン病国賠訴訟の徳田靖之共同代表は、「様々な困難が予想される国とのたたかいかいでは、

当事者とこれを支援する市民のたたかいを如何にして築いていくかが何よりも肝要であり、そのためには隔離が行われた現場である療養所の所在地にたたかいの場を設定することが必要不可欠だ」という板井優弁護士の意見をふまえ、福岡地裁ではなく熊本地裁への提訴を決めたとしています。

◆「認定は運動で決まる」

塩田直司弁護士と森徳和弁護士は、二硫化炭素中毒をめぐる労災訴訟における適性証人との宴会で板井優弁護士が泥酔し、「認定は運動によって決まる」との発言を引き出し、認定基準が絶対ではないとの証言を得て勝訴に導いたとしています。

◆「朝から晩まで水俣病」

ノーマア・ミナマタ第2次訴訟の園田昭人弁護団長は、水俣病第三次訴訟の際、国の訟務検事が「板井さんたちは朝から晩まで水俣病のことばか

りやっているので容易ではない」と話していたことを紹介し、板井優弁護士の熱量が国を相手とする大訴訟を前進させたと言っています。

◆一万人原告と風船プロジェクト

原発なくそう！九州玄海訴訟の東島浩幸幹事長は、板井優弁護士のいう「力のある正義」を実現するために二万人原告を達成したこと、玄海原発から放出された放射性物質がどこまで飛散するかを確かめるため風船プロジェクトを実施した経緯を紹介しています。

◆一〇〇年先を見据えて

板井俊介弁護士は、板井優弁護士の一〇〇年先を見据えた後継者対策をふまえて、熊本における自民党政治を打破するための住民訴訟の取り組みを紹介しています。

会員の皆様にご読んでもほしい今年の一冊です。



シリーズ

コロナ禍における人権問題③

コロナ禍で露わになった人権問題

— 生きる —

京都 佐野 就平

1

二〇二〇年一月から始まる新型コロナウイルスイルス蔓延の影響で、同年四月七日に緊急事態宣言が発令され、五月二十五日になってようやく解除された。その間、市民の自主的のロックダウンとも言えるような「自粛」があり、全国的に経済活動が止まった。裁判所すら、一部を除いて期日を全て延期したりした。

そのため、パートを切られる、アルバイトがでない、仕事が入ってこないなど、突然生活に困窮する者が増えた。働いているのに貧困状態から抜け出せないワーキングプアの層がかるうじて耐え忍んでいたのが、一気にバケツの底が抜けたような状態になった。

同年六月六日に行われた全国一斉電話相談には五〇〇〇件を超える相談が寄せられ、アクセス数は四二万件以上に達した。明日の仕事がなくなつて困る労働者がいたり、アルバイトで生活していた大学生が急激に困窮したり、補償もなく休業せざるを得なくなった飲食店、イベント、旅行などの業界全体が大打撃を受けたものがあるなど、パニック状態の悲鳴ばかりであった。

当時の安倍総理大臣すらも、同月一五日の参院決算委員会で、「国民には文化的生活を送る権利がある。ためらわずに（生活保護を）申請、相談をしてもらえたらと思う」と述べたりするなど、弱者の生活を直撃する事態となった。

2

その後、一〇万円の特別定額給付金や持続化給付金、雇用調整助成金など、様々な給付や貸付などの制度が実施されたが、人の生活の困窮という根本的な問題は何も解決されていない。かわいそうな人にわずかに手を差し伸べるという姿勢では、それが尽きれば結局は終わりである。

国民の平均所得も貯蓄率も下がってきているのであり、貧困層はさらに困難な生活を強いられている。それを自己責任だと放置してきたのがこれまでの政治であり、コロナ禍による追い打ちによって可視化されたといえる。

炊き出しには、以前は野宿者のためのものという雰囲気があったのが、一見すると普通の人や家族連れが並ぶようになった。ひとり親家庭への物資の支援なども普通に行われるようになった（例えば京都府「ひとり親家庭等に対する食料品・生活必需品配布事業」）。現場ではなんとかしないとけないという意識が当たり前にあるのに、政府はあくまでも自己責任をベースにした補助の意識しかない。未だに、生活そのものを直接支える制度は、生活保護しかない。

3

その生活保護も、コロナ禍を受けて受給要件が若干緩和された。しかしながら、あくまでも緊急対応、「特例」の扱いである（令和二

年四月七日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡(2013年以降、生活保護基準は引き下げられ続けており、それはつまり生活保護を利用できるラインを引き下げていることになる。受給要件が緩和されたのは、基準そのものを緩和したものではなく、他の要件を緩和したにすぎない。

基準引き下げは違憲だとして全国で訴訟が提起されていて、2022年2月2日には大阪では勝訴判決が下された(他では敗訴判決が出てきている)が、これはこんな低い基準では生活できないという切実な訴えに基づくものである。以前は、なんとか仕事を見つけて生活保護を卒業する人はいるにはいたが、今の生活保護基準では仕事を得るための準備をする余裕すらないというのが肌感覚である。コロナ禍でも生活保護を受ければなんとか安心できる、という状態にはおよそ到達しない。

しかも、このコロナ禍で、生活保護申請を拒否し、生活保護を受けている人を排除しているのではないかと疑われる自治体もあるのである(2022年2月2日京都新聞「市が一転、生活保護相談で支援者の同席認める 京都・亀岡」本人の意向尊重)。

4

2020年は減り続けていた自殺者数も増加に転じた(令和三年三月一六日「令和二年における自殺の状況」厚生労働省自殺対策

推進室 警察庁生活安全全局生活安全企画課)。女性の自殺の増加率が目立ち、職業別で増えたのは「被雇用者・勤め人」、次いで「学生・生徒」だった。また例年は三月がピークなのが、2020年は10月がピークであった。全てがコロナウイルスのせいではないにせよ、影響があることは疑いなく、特に働く女性らが追い詰められている実態が明らかになったと報道されているところである。

特に飲食店の時短要請があったこともあり、経済活動の悲痛な声を取り上げられやすいが、2020年は声を上げられずに自死を選んだ人(特にワーキングプアの女性)が多くいたのであり、その背後にはさらに膨大な困窮に耐えている人がまだまだいると思われる。

5

コロナ禍でなくても、生活困窮に陥った人が一休みし、再度力を蓄え、生活を再建できる制度が必要である。生活保護ではどうしてもそれには足りない。生活困窮者自立支援制度も、生活保護目前の困窮状態の人を想定している。最低限とされる生活レベルが低すぎるのである。コロナ禍で、普通に生きるというのはどういう状態をいうのか、謙虚に直視し、向き合うことが必要であると突きつけられていると思う。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

青法協京都支部六〇周年記念企画のご報告

京都 岡田 康平

一 はじめに

二〇二二年二月二六日、キャンパスプラザ京都二階ホール（ZOOM併用）において、青法協京都支部六〇周年記念企画「裁判官から見た社会的事件の訴訟活動」を開催した。本企画は、当支部の設立六〇周年を記念して同年五月に開催される予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により会場が利用できなくなったため、同年一月に延期して開催することになった。参加人数は、現地参加とZOOMでの参加を合わせて約六〇名であった。

京都以外の全国各地からもご参加いただき、青法協議長の丹羽徹先生や青法協弁学合同部会議長の上野格先生、京都青年司法書士会や近畿青年税理士連盟京都支部の先生方からご祝辞もいた

だいた。また、参加いただいた方全員に、若手会員が中心となって作成した当支部の一〇期〜二〇期台のベテラン会員の先生方のインタビュー集をお配りした。

二 第一部 謡曲・尺八の演奏

本企画の前半は、当支部の民谷渉会員と民谷会員の後輩の方々に謡曲を披露いただき、その後、当支部の尾藤廣喜会員に尺八を演奏いただいた。

民谷会員からは神聖な謡曲の披露だけでなく、小鼓や大鼓等の楽器の名称や演奏方法等について解説いただき、奥深い「能」の世界の一端に触れることができた。尾藤会員の尺八の演奏については、会場の都合によりやむを得ず映像を再生する方法により参加者にご覧いただくことになったが、平和をテーマにした曲を演奏された尾藤会員の尺八

の音色に心を揺さぶられ、会場全体が祝福と激励の雰囲気にも包まれた。

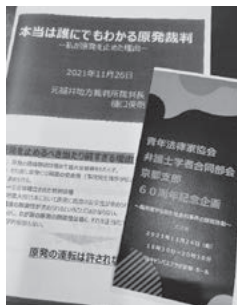
三 第二部 樋口英明元裁判官の講演

本企画の後半は、大飯原発の運転差止め等を命じた樋口英明元裁判官をお呼びして、「裁判官から見た社会的事件の訴訟活動」をテーマ

にした社会的事件の訴訟活動」をテーマに、これからの原告訴訟の在り方や社会的的取組むべき代理人のあるべき姿等についてご講演いただいた。

樋口元裁判官は、原発の危険性につい





当支部としては、諸先輩方は維持・発展されてきた「青法協京都支部」をさらに活

冒頭でも述べたが、本企画は新型コロナウイルス感染症の拡大により開催自体が危ぶまれていたものの、感染状況が落ち着いてきたこと、二〇二一年内に開催に漕ぎ着けることができ、設立六〇周年に相応しい内容となったため安堵するとともに、ベテラン会員の先生方を含む多くの先生方にご参加いただけたことに深く感謝を申し上げます次第である。

四 おわりに

て、その構造等から平易かつ論理的に解説され、専門技術的な事実を誰でも理解できるように伝えること及びそのことを裁判所だけでなく広く社会に浸透させることによって世論を形成し、最高裁をも納得させることの重要性を力説されました。また、東日本大震災を経験し、原発の危険性を知ってしまった国民の責任は重く、原発廃止の声を上げ続けていくことも社会的事件に取り組み代理人の責務である旨を述べられ、「究極の悲劇は悪人の圧政や残酷さではなく、それに対する善人の沈黙である」とのキング牧師の言葉で締めくくられました。

性化させ、七〇周年に向けて活動を続けていく所存である。なお、二〇二二年度内を目標に記念誌を発行する予定であるが、配布先(対象者)については未定である。

【お詫びと訂正】

前号(二〇二二年二月二十五日発行六一〇号)の表紙の執筆者の名前に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

☆表紙の目次四行目

(誤)若尾直樹↓(正)若生直樹

二〇二二年度第四回常任委員会(春の全国ミーティング・高知)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回常任委員会(春の全国ミーティング・高知)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

- 5日
- 4日
 - 日時 二〇二二年三月四日(金) 二時～五時(土) 二時半(予定)
 - 場 所 高知市内
 - 特別講演 「憲法と改憲をめぐる情勢について」講師…小澤隆一(東京慈恵会医科大学教授)
 - 地元企画 「ピキニ労災訴訟」報告…南 拓人(弁護士)
 - 若手弁護士実務講座 「ネットいじめ問題の現状と対処法」

講師…和泉貴士(会員) / 田中健太郎(会員)

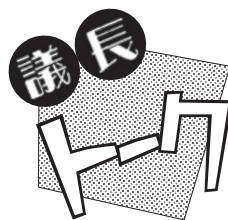
※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

- 【常任委員会(全国ミーティング)】
- 第4回(春)
- 3月4日(金)～5日(土) 高知
- 【第53回定時総会】
- 6月25日(土)～26日(日) 沖縄

各委員会の日程

- スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。
- 【修習生委員会】 2月16日(水) 10時半～
- 【広報委員会】 2月22日(火) 18時～



「上野さん、大変です!」

離婚した翌年の二〇〇〇年二月二日、長女が生まれました。妻は助産院の和室で出産しましたので、私も出産の一部始終に立ち会うことができました。撮影と、臍の緒を切ったことくらいしか仕事がなく、「男という生き物は、女性がいないと何もできない」と思い知りました。その晩、助産院で親子三人で眠りながら、起き上がっては子どもを確認して、ついさつき生命が増えた不思議を思い続けました。すごいなあ。この子について、三月末頃から四月末まで育児を経験したことは、前に議長トークで書きました(「青年法律家」二〇二二年五月二五日号)。

さて、長女は、私達が離婚してから三〇〇日以内に生まれたので、嫡出子となり(民法七七二条第二項)、離婚時の父母の姓である上野姓を称し(民法七九〇条第一項)、夫婦の戸籍の筆頭者だった私の戸籍に入りました(戸籍法第一八条第二項)。離婚後の出生届は母が行わねばならず(戸籍法五二条第一項)、離婚後に出生した子の親権者は母になりま

す(民法八一九条第三項)。期せずして、「第一子は上野姓で、親権者は母にする」との離婚時の取り決め通りになったわけです。私は「ああ、三〇〇日規定で嫡出子か」と思った程度で、民法の知識は甚だ怪しかったのです。ただ、第一子が嫡出子になると、第二子以降を非嫡出子にするのは相続で差がついたり

します(当時)。「嫡出」に囚われているのかもしれませんが、揃えた方が良いかとも思いました。それで、出産の直前に結婚し、出産後、すぐに離婚することを繰り返しました。例えば第二子は千葉姓にするので、法律婚をして、私が妻の戸籍に入籍し、出産後に離婚して私だけ除籍し、妻の戸籍に残る第二子の親権者は父とするのです。

二〇〇三年八月二日、私は中野区役所に出かけました。第二子の出産がいよいよ間近になったからです。婚姻届を提出して待っている、戸籍係から呼び出されました。(係「千葉さんの戸籍に入籍するのは上野さんだけですよ。大変です。お子さん(長女)が、上野さんを筆頭者とする戸籍に一人、残されてしまいますよ」とのこと。大変って何が? (私)「いや、一緒に生活を続けるので、別に一人になるというわけではないですし…。しかし、戸籍係は本気で心配しているようだし

た。私が、自分だけ結婚して、長女をのけるにしようとしているかのよう。私は、咄嗟に「大丈夫です。すぐに離婚して、この元の戸籍に戻りますから」と言いました。「ええ!？」と言った、その時の戸籍係の顔。戸籍とか、結婚、離婚をないがしろにする理解しがたい者か見えたのでしょうか。それとも結婚詐欺か何かと思ったのでしょうか。

長男は八月三日に無事、同じ助産院で生まれました。三歳になっていた長女は、妻の側で応援したり、水を飲ませたり、私より役立っていました。私は、また臍の緒を切ることにくらいで、「男という生き物は…(略)」。八月一九日に中野区役所に行きました。離婚届を提出すると、あの戸籍係が「本当にすぐ来やがった」(想像)という顔をしていました。やはり呼び出されました。今度は何だ。(係「上野さん、大変です! 上野さんが一旦除籍して、今回、元の戸籍に戻るのはいいのですが、前の場所は×になっているので(当時)、お子さんの後に記載されてしまいます」。どうでもいい。本当にどうでもいい。(係)「何とかならないか、上司に聞いてみましようか?」。(私)「いえ、いいんです。それで構いません」。戸籍係にとっては大変なことだったのでしょうか。悪いことをしました。(続く)

(青法協弁学会合同部会議長 上野 格)

青年法律家協会弁学合同部会◎二〇二二年度第三回常任委員会◎決議

国民の生活のために憲法を活かした政治を実現し、

コロナ禍の総選挙後における「火事場泥棒」的な改憲を許さない決議

コロナ禍における初の国政選挙となった二〇月三二

獲得した。

日投開票の衆議院総選挙の結果、自民党は議席を減ら

この結果、衆議院における自民、公明、維新という

しはしたものの、与党で「絶対安定多数」を得るなど、

改憲勢力は、合わせて三三四議席と三分の二を超える

自公政権が維持される結果となった。また、日本維新

事態となった。

の会は、前回議席数の四倍近い議席となる四一議席を

自民党は、総選挙における公約でも「改憲四項目」

を示し、「衆参両院の憲法審査会で憲法論議を深め、

改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施

し、早期の改正を実現することをめざす」とし、岸田

首相は総選挙後の記者会見で、「党是である憲法改正

に向け精力的に取り組んでいきます。与野党の枠を超

え、憲法改正の発議に必要な国会での三分の二以上の賛成を得られるよう議論を深めていく」と、改憲へ積極的な姿勢を示した。

さらに、国民民主党も日本維新の会との間で幹事長会談を行い、衆参両院の憲法審査会を毎週開催するよう与党に求め、憲法改正に向けた議論を加速させる方針で一致したと報道がされている。

加えて、自民党の茂木幹事長は、「新型コロナウイルス禍を考えると、緊急事態に対する切迫感が高まっている」と述べ、改憲論議において緊急事態条項の創設を優先的に進めていく意向を示している。

しかし、総選挙後の二月三日に行われた読売新聞の世論調査でも、「岸田内閣に優先して取り組んでほしい課題」において、「憲法改正」は、一〇項目中最も低い得票数となるなど、必ずしも国民が憲法改正を喫緊の課題と考えていないことは明白である。むしろ、同調査で上位を占めていたのは、「景気や雇用」、「年金など社会保障」、「新型コロナウイルス対策」など、まさに国民の暮らしか健康に直結する政策であり、国民の要求がこれらにあることは明らかである。

そもそも、新型コロナウイルス対策のためには、現行制度の活用あるいは法律改正により対応すればよい。にもかかわらず、内閣に強大な権限を付与する緊急事態条項を創設することが必要であるなどの詭弁を呈し、あたかも現在の憲法に欠陥があるかのように吹聴したうえで憲法改正を進めようとする姿勢は、コロナ禍のドサクサに紛れた火事場泥棒的な発想であ

り、断じて許されない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、改憲勢力の拡大に立ち向かい、国民の生活と健康と人権を守り、憲法を活かした政治を実現するために、奮闘する次第である。

二〇二二年二月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回 常任委員会



▼最初はアカヒレ三匹からだだった。娘に命あるものを飼育させる意図からだつた。約二年で死に、娘と近くの公園で埋葬した。しばらく水槽が空となったが、

ショップでオレンジのバルーンモーリーという熱帯魚を見つけ、泳ぎ方が一目で気に入って三匹買った。▼一ヶ月もたずに五匹の稚魚を出産(卵をお腹で孵す)。それまで小さな水槽で育てていたが、親に食べられないよう少し大きめの水槽を買って親子を分離。大きめの水槽が

お知らせ

当部会も参加しているデジタル監視社会に反対する法律家ネットワークが、12月22日に開催しました、オンライン学習会「デジタル社会における人権侵害抑止システム～欧州の現状～」は、下記のサイトより閲覧できます。

YouTube URL
<https://youtu.be/S5qnDEXsRg>



少し寂しく思え、娘が黄色のグッピーのつがいとラスボラエスベイ三匹を選んで混泳させ、水槽を華やかにした。▼二ヶ月ほどしてグッピーが稚魚を産んだ。それも一五〜六匹。親子を二つの水槽に分離したが、また生んでしまった。三〇匹近いグッピーの稚魚が大きくなったらと考え、横幅九〇cmの水槽を買った。三度目の出産をしそうである。▼ネットには、グッピーは爆発的に増えるので注意、親に食べさせて数を調整せよと指導するものがあるが、そういう命の学習をさせようとしたのではなかったのだが……。

(高木宏行)